

京丹波町体育協会活動補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、京丹波町体育協会規約第18条の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動補助金)

第2条 京丹波町体育協会は、加盟団体に活動補助金を交付することができる。

(交付申請)

第3条 活動補助金の交付を希望する加盟団体は、京丹波町体育協会が定める日までに、交付申請書を提出しなければならない。

(活動補助金及びの金額)

第4条 加盟団体に交付する活動補助金及び金額は次のとおりとする。

(1) 加盟体育団体活動補助金

補助金の算出については、別に定める加盟分担金の2倍の額に、加盟団体の所属者数に100円を乗じた額を加算した額とする。

(2) スポーツ少年団本部への活動補助金は、年額500,000円とする。

(3) 分担金を納付しなかったスポーツ団体には、活動補助金を交付しない。

(4) 加盟体育団体主催大会運営補助金

加盟団体が主催する大会及び教室等において、事業運営に係る経費の一部を補助する。(但し、1加盟体育団体につき6回まで。(競技団体が主催する支部大会等を含む))

補助金については、下表の通りとする。

主催大会参加者数	補助額
50人未満	10,000円
50人以上	15,000円

(活動補助金の交付方法)

第5条 前条に定める活動補助金は、分担金の納付を確認し、交付申請書の内容が適正と認められた場合により、所定の口座へ振り込むものとする。

(実績報告)

第6条 加盟体育団体の長は、補助金による活動が終了したら、京丹波町体育協会活動補助金実績報告書を京丹波町体育協会会長へ提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月20日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。